

平成26年2月

平成26年度施政方針  
と  
予算議案・議案の概要

いちき串木野市

# I. 施政方針

## はじめに

本日ここに、平成26年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政に対する所信を表明するとともに、予算議案の概要及び議案の概要について御説明申し上げます、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年秋、市民の皆様から力強い御支援をいただき、引き続き3期目の市政を担わせていただくこととなりました。このことは、2期8年で構築した仕組みや取組から大きな成果が得られるよう、その歩みを更に強めよという激励と受け止め、改めて身の引き締まる思いであります。

2年後に市制施行10年を控えて、いちき串木野市も市としての基礎固めを終え、次なるステージへと高めていくときであり、諸課題に真摯に向き合い、希望ある施策を進めていくことを私の使命として、全身全霊を傾けて取り組んでまいり所存であります。

さて、現在の我が国経済をみますと、いわゆる「三本の矢」による一体的な経済政策により消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっておりますが、県内経済は全体として回復傾向が続いているものの、雇用情勢が足踏みするなど、依然として市民生活を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

一方、地方分権に向けた改革が進められる中、地方行政に携わる者の責務は今まで以上に重くなってまいります。都市間競争は、ますます激しさを増し、財政の健全化と良質な行政サービスを両立させ、時代に適応した自治体として進化していかなければなりません。

直視しなければならないのは、人口減少と少子高齢化という社会構造の変革を迎えているという事実であり、本市においても一番力を傾注し

なければならぬ課題であります。

私は、「住み続けたい」と愛着と誇りを持てるまちとして市民の皆様の満足度を高めていくことが、「住んでみたい」と選択されるまちの創造へとつながっていくと考えており、「定住環境」・「交流」をキーワードと捉え、地域活力の向上に全力を尽くしてまいります。

「定住環境」では、生活に密着した社会基盤の整備、交通の確保、安心・安全など快適な環境整備を進めながら、特に子育て環境、雇用環境の充実に重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

子育て環境では、子どもの医療費無料化など、子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるとともに、雇用環境では、特に企業誘致・地場産業の育成など産業の振興に重点的に取り組み、多様な雇用の場を創出し、定住できるまちとしての環境づくりを積極的に進めてまいります。

また、「交流」では、昨年、永年の悲願でもありました総合体育館が完成し、本年7月には、薩摩藩英国留学生記念館が開館いたします。大会やスポーツ合宿の誘致、戦略的な観光行政の推進を図り、本市の魅力を強力に発信しながら、「人的・経済的交流」を拡大し、継続的な地域の活性化に努めてまいります。

本市が、豊かな自然や利便性を兼ね備えた魅力と可能性に満ちた都市として、更にその存在感を高め、市民の皆様が将来にわたって夢と希望を抱き、真にしあわせを実感していただけるまちづくりに向け、市民の皆様のご参画のもと、着実に歩を進めてまいります。

それでは、平成26年度に展開する主要な施策について、総合計画の4つの基本方針の項目ごとに御説明申し上げます。

## 1. 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

### (1) コミュニティー

地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる、市民満足度の高い地域社会を目指し、市民主体のまちづくりへ転換する「共生・協働のまちづくり」を進めてまいります。

現在、市内全16地区に設置されたまちづくり協議会において、「地区まちづくり計画」に基づく各種事業が進められており、協議会の運営や計画策定及び事業実施について、補助制度の充実や地区担当職員制度に加えて、新たに地域リーダー養成研修を実施するなど、より積極的な支援を実施してまいります。

また、本年4月に施行となる自治基本条例に基づき、市民参画や情報共有、協働の推進など市民が真に主権者となる市民自治によるまちづくりを更に推進してまいります。

### (2) 行財政

行政改革については、第二次行政改革大綱に基づく平成27年度までの集中改革プランにおいて、5年間で約10億7,000万円の効果額を目標として掲げ、平成24年度までの2年間で、目標額約2億7,000万円に対し約5億2,000万円の効果をあげました。

将来を見据えた魅力あるまちづくりに向けて施策を展開していく上で、持続可能な財政運営を図っていくことが行政としての務めであります。

今後、地方交付税等の合併特例措置の終了による歳入減が見込まれることや、新たな市民ニーズに対応していくためにも、改革の歩みを緩めることなく、一層の効率化に努めてまいります。

人材育成につきましては、市民ニーズの多様化や地方分権の進展等、社会情勢の変化に対応するために、職員の資質向上が求められておりま

す。このため、各種研修のほか新たに県東京事務所への派遣を実施するなど、高い専門性と広い視野を持つ職員の育成に努め、行政改革と一体となった市民サービスの向上につなげてまいります。

また、公共施設等が一斉に耐用年数を迎え、今後多額の更新費用が必要となることが全国的な課題となっております。本市におきましても、建築年度や維持管理費、施設の利用現状などの基礎データを踏まえ、施設全体の有効利用や適正配置の計画を作成してまいります。

## 2. 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

### (1) 生活環境

ごみ処理については、市来最終処分場が近く計画容量に達する見込であることから、新しい処分場の建設に向けて環境影響調査や基本・実施設計等を行ってきております。最新技術を駆使した安心・安全な施設として計画しており、周辺地区に御理解をいただきながら、平成26年度から工事に着手し、市民生活に支障をきたさないよう整備してまいります。

水道事業については、上水道事業で川上水源地や芋野原配水池いもの はるにおける施設整備を、簡易水道事業で市来の中央地区における牛ノ江うしのえ・外戸けどの配水池整備等を実施し、安定した供給に努めてまいります。

下水道事業については、生活雑排水対策として合併処理浄化槽設置整備補助事業で、平成27年度までを重点整備期間と位置づけ引き続き促進を図ってまいります。

公共下水道事業では全体計画の見直しと事業認可変更を行うほか、引き続き耐震化診断を実施してまいります。

防災については、これまで防災行政無線戸別受信機のデジタル化や防災マップの配布、自治公民館等への防災看板の設置など防災対策の充実

を図ってまいりました。平成26年度は、より一層市民の防災意識の向上を図るため、自主防災活動に対する助成を行うほか、総合防災訓練を実施するなど、防災体制の強化に努めてまいります。

原子力防災では、昨年5月に市地域防災計画の原子力対策編を見直したところであり、広域避難計画について避難経路の検証等を行い、更に見直しを進め、より実効性のある計画となるよう努めてまいります。

消防については、平成28年度からの供用開始を目標として消防・救急無線のデジタル化整備に本格的に着手し、機能強化を図ってまいります。

また、火災予防では、病院や店舗等の特定防火対象物を中心に立入検査を実施して防火管理体制の徹底を図るほか、女性消防団員を活用して住宅用火災警報器の設置を促進してまいります。

救急業務では、救急救命士の養成や気管挿管の資格取得により救命率の向上に努めるとともに、消防ポンプ自動車や防火水槽の施設整備など、総合的な消防救急体制の向上を図ってまいります。

住環境については、平成26年度から危険廃屋の解体撤去費用補助制度を導入し、生活環境の保全を図ってまいります。

消費者行政については、悪質な訪問販売や振りこめ詐欺などが多発する中、その役割はますます重要になっており、持続的に出前講座、広報紙等を活用した啓発活動や無料相談会を実施するなど、市民が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

市民生活に欠かせないエネルギーについては、民間企業によるメガソーラーや風力発電所が運転開始され、再生可能エネルギーの取組が進んでおります。本市としましても、昨年12月に新エネ財団から「経済産業大臣賞」を受賞した「合同会社さつま自然エネルギー」との包括連携協定の締結により、避難所等への太陽光発電の設置や非常用電源としての

活用など、再生可能エネルギーによる地域活性化を推進していくこととしております。

## (2)保健医療福祉

まちの元気を未来に引き継ぐためには、次の時代を託す子ども、今の時代をつくる現役世代、そして本市を築かれた高齢者の方それぞれが、健康で元気に活躍できる環境を整備することが重要であります。

子育てしやすい環境づくりとして、「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、新たに子どもに係る医療費無料化の中学校卒業までの拡充、乳児の紙おむつ購入費の助成などにより、子育てに係る負担の軽減を図るほか、多様化する保育ニーズに対応して、新たに軽度障害児保育事業を実施し、保育サービスの充実を図ってまいります。

各種検診の受診促進では、平成26年度から前立腺がん・腹部超音波検診費用の助成のほか、受診率に応じた地区への交付金制度の創設により特定健診の受診率向上を図り、疾病の早期発見・早期治療を促進してまいります。

高齢者福祉については、引き続き高齢者元気度アップ・ポイント事業により、高齢者自らの健康づくりやボランティア活動への参加を促進するなど、介護予防の取組を進めてまいります。

また、平成26年度から在宅寝たきり者等介護手当を増額し、介護される方の労をねぎらい、在宅寝たきり者等の福祉の増進を図るとともに、高齢者の肺炎による重症化を防ぐため、75歳以上を対象に肺炎球菌ワクチン接種の助成を実施してまいります。

障がい者福祉については、「障害福祉計画」を策定するとともに、新たに「障がい者等基幹相談支援センター」を設置し、総合的及び専門的な相談支援を行ってまいります。

## (3)教育文化

学校教育については、いちき串木野市教育「3アップ作戦」に基づき、

児童生徒に確かな学力を身に付けさせ、豊かな心とたくましい体を育むとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進してまいります。

特に、道徳教育総合支援事業を実施し、道徳の時間を中心に家庭・地域と連携した心の教育の充実を図るとともに、児童・生徒用図書を充実して読書活動を促進し、豊かな心を育んでまいります。

また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業を通じた心に届く生徒指導の充実のほか、「英語のまち」推進事業や特別支援教育支援員配置事業の充実を図り、自ら学び・考え・判断し・行動する力と、豊かな人間性とたくましさを備えた、本市の将来を担う人材を育てる教育の振興に努めてまいります。

施設については、照島小学校・生福小学校校舎の耐震化及び大規模改造工事を進め、安全で快適な教育環境の整備・充実を図ってまいります。

また、本市には誇るべき文化とともに特色ある高等教育機関があり、これらの財産を活かして将来の人材育成に積極的に取り組んでいくことが、市の未来を明るくしてくれると確信しております。

このため、平成26年度から、県立串木野高等学校の振興と存続に寄与することを目的として、入学準備経費や各種検定受験料、また国公立大学への入学金等を補助するなど、新たな支援に取り組んでまいります。

社会教育については、婦人団体をはじめとする社会教育関係団体との連携を深め、青少年の健全育成を目的に市民総ぐるみのあいさつ運動を展開するなど、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めるとともに、家庭教育支援事業や学校支援事業を推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ってまいります。

文化の振興については、「NHKのど自慢」の開催や自主文化事業の実施により文化意識の高揚を図るとともに、貴重な伝統芸能については、

関係機関・団体と連携しながら、各種保存会への活動補助等により保存  
伝承に努めてまいります。

また、市民の郷土理解の促進を図るため、平成27年度の郷土史料集の  
発刊を目指して、引き続き郷土に残る歴史的史料の収集に努めるほか、  
平成27年度に鹿児島県で開催される「第30回国民文化祭」の本市開催事  
業に向け準備を進めてまいります。

スポーツの充実については、「マイライフ・マイスポーツ運動」のも  
と生涯スポーツ社会の実現に努め、市民の健康の維持・増進を促し、ス  
ポーツ人口の拡大や競技力の向上を図ってまいります。

特に、昨年10月に完成した総合体育館や多目的グラウンド、新たにト  
イレを設置する庭球場、またパークゴルフ場や既存の体育施設等の利用  
促進に努め、各種競技大会やイベントの開催に取り組むとともに、平成  
32年度に鹿児島県で開催される国民体育大会の競技の誘致や県内外から  
のスポーツ合宿の誘致を推進し、交流人口の拡大を図ってまいります。

### **3. 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』**

食のまちづくりの推進については、健康福祉、教育、観光交流、環境  
保全並びに食の安心安全の各分野と連携し、横断的かつ積極的な取組を  
行ってまいります。

「いちき串木野づくし産業祭り～地かえて祭り～」などのイベントや  
特産品販売促進のほか、民設民営による食の拠点施設の整備促進、糖尿  
病患者やその予備群に適した外食メニュー「E A T de健康メニュー」の  
開発支援、特産品直売所や観光農園との連携及び食育の充実により交流  
人口の拡大を図ることで、第一次産業から第三次産業までの振興に努め  
てまいります。

水産業の振興については、沿岸漁業対策で、豊かな海づくりパイロット事業や水産多面的機能発揮対策推進事業による藻場・干潟保全活動に加えて、新たに漁場環境保全創造事業と広域漁場整備事業により人工魚礁を設置するほか、市単独事業で魚類種苗放流と藻場環境推進事業を実施し、水産資源の維持・増大を図ってまいります。

遠洋まぐろ漁業では、本市での水揚げ等を通じて港町としての活気を創出するため、引き続きまぐろ漁船母港基地化の推進や「薩州串木野まぐろプロジェクト」として、関係機関と連携した取組を進めるとともに、「串木野まぐろフェスティバル」の支援のほか、まぐろのご当地グルメ提供店を中心としたスタンプラリーや料理講習会を開催し、魚食普及とまぐろのまちとしてのPRに一層取り組んでまいります。

農業振興については、川南地区のほ場整備事業で換地計画、実施設計を進めるとともに、広域農道の改修のほか、新たに県営事業による串木野ダムの設備改修を実施してまいります。

また、平成26年度から新たな農業・農村政策が展開されることから、本市においても、これらを踏まえた的確な対応が求められてまいります。

県において創設される農地中間管理機構とともに、引き続き農地利用推進員等の活用により、農地利用の調整や担い手への農地集積、耕作放棄地解消を図るほか、担い手の確保対策として、青年就農給付金事業、新規就農者支援事業、地域農業マスタープランの作成事業に取り組んでまいります。

米政策、経営所得安定対策では、米の直接支払交付金が平成26年度から半額、5年後には廃止されるとともに、飼料用米や加工用米などの作付拡大を促すため、産地交付金の拡充を図ることとされております。

市としましても、水田活用策として引き続き地場産焼酎麴用米の作付

促進を図り、地元酒造メーカーとの連携による地産地消に取り組んでまいります。

また、日本型直接支払制度の創設により、農業農村の持つ多面的機能の維持のため、地域の農業者が共同で取り組む農地等の維持管理活動や共同活動について支援してまいります。

農産物の高付加価値化の推進では、平成25年度に実施した可能性調査を踏まえ施設整備等への補助制度を創設し、6次産業化や製造業などとの連携を支援してまいります。

加えて、市グリーン・ツーリズム協議会による県外の中学・高校の修学旅行生の受け入れ活動を積極的に支援し、交流人口増による農村・漁村地域の活性化を進めてまいります。

畜産振興では、新たに肥育素牛導入保留緊急対策事業により、子牛導入経費の一部を支援し、肥育牛農家の経営安定を図ってまいります。

林業振興では、引き続き森林整備地域活動支援交付金事業を活用し、間伐事業の推進と森林整備の促進を図るとともに、「鳥獣被害対策実施隊」を設置して鳥獣被害の防止に努めるほか、引き続き舟川野下線等の林道整備を実施してまいります。

商工振興については、「まちなかサロン」の充実を図るため、チャレンジショップとしての活用を見据えた整備を行うほか、新規事業者の改修経費や家賃補助による空き店舗等の活用促進、通り会等自らが企画・運営するイベント開催やいちき串木野商工会議所、市来商工会等が実施する事業への支援に取り組むとともに、中小事業者に対する各種商工振興資金への利子補助制度による経営環境の安定化を図ってまいります。

また、百貨店等のバイヤー招致による産品商談・相談会を開催するとともに、特産品通信販売事業への支援のほか、本市ご当地グルメ団体の物

産展等への出展に対する補助制度を創設し、「食のまちいちき串木野」の更なる情報発信に努めてまいります。

観光振興については、現在整備を進めております「薩摩藩英国留学生記念館」がいよいよ7月に開館いたします。開館に向けた環境整備やオープニングイベントの実施、企画展の開催など魅力ある運営を図り、積極的な誘客に努めるとともに、平成27年の渡欧150周年に向け、れいめい羽島協議会、羽島史跡顕彰会等の関係団体と連携した記念事業を検討してまいります。

また、観光マスタープランを基に計画的な観光の推進を図ることとして、記念館を活用した教育旅行の誘致、既存の観光地や温泉施設、見学工場を有する民間施設とリンクした新たな観光ルートの開発を行うとともに、「鹿児島いちき串木野観光物産センター」を中心として、「観光特産品協会」とも連携を図りながら、ニーズに応じた旅行企画商品の企画・販売や観光周遊バスの運行、インターネットの交流サイト等を活用した情報発信を行い、本市への更なる交流人口の拡大に向けた取組を行ってまいります。

また、観音ヶ池市民の森は、名だたる千本桜で本市の観光名所の一つであります。隣接する旧エネルギーセンターの跡地利用も含め、更に魅力的で憩いのある空間として振興を図るため、周辺の整備計画を策定してまいります。

企業誘致については、西薩中核工業団地の用地取得に併せて拡充した企業誘致及び企業の育成に関する支援制度や土地の賃貸借制度を活用して、更に積極的な誘致に取り組むとともに、新たに既存企業への助成制度を創設し、地域雇用の確保と拡大に努めてまいります。

また、串木野新港については、地理的条件を活かした輸出入関連企業

の誘致や外国往来船の利用促進を図るとともに、海外での貿易商談会等への出展助成により市内事業者の海外販路拡大を促進するなど、開港指定に向けた取組を拡充してまいります。

#### **4. 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』**

快適に暮らせるまちの形成を図るため、「都市計画区域マスタープラン」を策定するとともに、麓土地区画整理事業については、平成29年度の完了を目指し計画的に事業を進めてまいります。

市道の整備については、河内線、海瀬坂下線、草良線、松比良線等の地域間ネットワーク道路や小菌線、中向線等の生活道路改良を行うとともに、平成27年度にかけて主に市街地における改良・維持工事を重点的に行い、市民生活の基盤としての環境整備に努めてまいります。

公共交通については、引き続き路線バスの運行補助のほか、高齢者の方々をはじめとした交通弱者対策として「いきいきバス」・「いきいきタクシー」の利用促進を図ってまいります。

鉄道では、市来駅の交通結節点としての機能強化と利便性の向上のため、平成26年度に駅前広場の整備を行うとともに、駅構内のバリアフリー化について引き続き要望を行ってまいります。

住宅対策については、公営住宅で引き続きウッドタウン住宅を建設するとともに、平成26年度は4団地の水洗化や定住促進住宅の設備改修を行い、また民間住宅に対しては、市内の施工業者を利用したリフォームへの補助を継続し、長寿命化や住宅の質の向上とともに、地域経済の活性化や雇用の安定を図ってまいります。

定住促進については、これまで述べてまいりました施策を総合的に展開し、選択されるまちづくりを進めながら、補助制度の積極的な情報発

信により分譲団地の販売促進に努めるとともに、新たに市外からの転入者に対する住宅建設等の補助制度を創設し、人口減少に少しでも歯止めをかけるよう努めてまいります。

以上、市政運営に当たり、私の所信の一端と平成26年度の施策の概要について申し上げます。

市長3期目の4年間は、更なる市民本位の行政を力強く推進させ、持続可能な都市経営の確立と活力ある魅力的なまちづくりの実現に向け、いちき串木野市を大きく飛躍させる時と位置づけております。

実質的な初年度となる平成26年度は、そのために踏み出す第一歩であります。

この第一歩を足がかりに、私が先頭に立ち、使命を持ち、無限の可能性を追求するために、全職員一丸となって、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現のために、不退転の覚悟で臨む所存であります。

議員各位並びに市民の皆様のお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

## Ⅱ. 予算議案の概要

次に、予算議案の概要について、説明を申し上げます。

国の平成 26 年度地方財政計画においては、景気回復に伴う地方税収の増が見込まれ、地方の一般財源総額は、社会保障の充実分等を含め前年度を上回る額が確保されたところであります。歳出においては、特別枠やそれに伴う別枠加算が一部減額され、緊急防災・減災事業費及び地域の元気創造事業費が増額設定されておりますが、景気回復の動きは、地方経済には十分浸透しているとは言えず、今後、消費税引き上げによる景気下振れリスクも懸念される所であります。

本市においてはこれまでも、行財政改革に取り組みながら、持続可能な行財政運営に努めてきておりますが、今後更に、総合計画に掲げる「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」を目指し、将来の発展を図るための各種施策を計画的に進めていかなければなりません。

平成 26 年度の本市当初予算は、企業誘致や地場産業の振興、交流人口の拡大や地域活性化につながる各種施策に取り組むほか、合併特例債や地域の元気臨時交付金基金等を活用し、市民の身近な要望に応えるとともに、将来を見据えた社会基盤の整備と老朽化対策を推進することとしております。

歳入面では、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増が見込まれるものの、市税において景気の低迷等による市民税の減収や石油地下備蓄基地に係る国有資産等所在市町村交付金の減が見込まれております。

一方、歳出面では、公債費が大幅に減少するものの、普通建設事業や扶助費の増加に対応し、財政調整基金等から多額の基金取崩しを行い予算編成したところであります。

地方交付税の合併算定替終了が迫る中、今後更に厳しい財政状況が予

想されることから、これまで以上に国県の動向を見極め、地方財政措置に適切に対応しながら、効率的で持続可能な財政運営に努力してまいり所存であります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

#### (1) 一般会計

平成 26 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 153 億 6,700 万円で、対前年度 0.8%の減であります。公債費の減分を勘案すると、実質 0.5%の増となります。

性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち人件費は 0.3%の減であります。扶助費は障害者総合支援法介護給付事業費及び子ども医療費助成事業費等の増により 1.7%の増であります。

公債費は 9.2%の減で、これは環境センター建設に係る起債償還が終わったこと等によるものであります。

消費的経費はいずれも前年度と比較して減少しており、物件費は 0.9%、維持補修費は 8.2%、補助費等は、小規模特別養護老人ホーム等に係る補助金及び衛生処理組合負担金等の減により 16.3%の減であります。

積立金は 2.7%の減であります。繰出金は 1.8%の増であります。

投資的経費のうち普通建設事業費は 8.6%の増で、これは総合体育館整備事業や薩摩藩英国留学生記念館建設事業が減になったものの、最終処分場建設事業や、地域の元気臨時交付金基金を活用した市来駅周辺整備事業、市街地の道路舗装・側溝改良を重点的に行う道路改良特別事業のほか、消防・救急無線デジタル化整備事業などの増によるものであります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

市税は30億2,113万2千円で、対前年度1.0%の減であります。

これは、市たばこ税等で増が見込まれるものの、市民税及び国有資産等所在市町村交付金において減が見込まれることによるものであります。

地方譲与税は8.1%の減であります。地方消費税交付金は消費税増税により20.5%の増であります。

地方交付税は、普通交付税45億7,500万円、特別交付税6億円、合計51億7,500万円で、対前年度0.9%の増であります。普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額においては、対前年度1.0%の減を見込んでおります。

使用料及び手数料は2.7%の増で、これは主に本年7月に開館予定の薩摩藩英国留学生記念館観覧料等によるものであります。

国庫支出金は15.1%の増で、これは最終処分場建設事業に係る循環型社会形成推進事業費補助金及び海瀬坂下線改良事業等に係る社会資本整備総合交付金などによるものであります。

県支出金は6.9%の減で、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金等の減によるものであります。

繰入金は47.4%の増で、地域の元気臨時交付金基金から4億200万円を繰り入れるほか、財政調整基金から2億4,600万円、市債管理基金から4,200万円を繰り入れ、平成26年度末の基金残高は、財政調整基金で14億7,213万5千円、市債管理基金で13億121万4千円を見込んでおります。

市債は19.2%の減で、これは主に合併特例債の減によるものであります。なお、平成26年度末の市債残高は、221億2,582万2千円を見込んでおります。

第2条継続費は、最終処分場建設に係る経費の総額及び年割額を定め、第3条地方債で、起債の目的及び限度額等を定め、第4条で、一時借入金の最高限度額を15億円と定め、第5条で、歳出予算の流用の範囲を定めております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

## (2) 特別会計

### ① 簡易水道事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億1,852万5千円で、対前年度23.7%の増であります。

歳出の主なるものは、簡易水道事業費で中央地区基幹改良事業に係る牛ノ江・外戸配水池築造工事、上水道事業との統合に向けた簡易水道事業統合作業委託料等であります。

### ② 国民健康保険特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ45億9,003万9千円で、対前年度3.3%の増であります。これは主に一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費に係る医療費の伸びが見込まれることによるものであります。

なお、平成26年度末の国民健康保険基金残高は2億8,492万9千円を見込んでおります。

### ③ 公共下水道事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ6億7,254万9千円で、対前年度1.0%の減であります。

歳出の主なるものは、公共下水道整備費で新港地区及び西塩田地区汚水枝線管渠築造工事や処理場耐震化診断業務委託料などであります。

#### ④地方卸売市場事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1,056万2千円で、対前年度1.1%の減であります。

#### ⑤介護保険特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ36億6,217万4千円で、対前年度4.3%の増であります。これは主に施設介護サービスや居宅介護サービス等、介護サービス等諸費などに係る保険給付費の増によるものであります。

#### ⑥国民宿舎特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,345万3千円で、対前年度0.5%の減であります。

歳出の主なるものは、国民宿舎事業費でさのさ荘に係る音響設備やカーペット張替等であります。

#### ⑦戸崎地区漁業集落排水事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1,575万3千円で、対前年度2.2%の減であります。

#### ⑧療育事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2,137万3千円で、対前年度3.8%の増であります。

#### ⑨後期高齢者医療特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億991万9千円で、対前年度8.3%の増で、これは2年ごとの保険料率改定と保険基盤安定分担金に係る後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものであります。

### (3) 水道事業会計

本年度の業務予定量は、給水戸数 8,295 戸、年間総給水量 298 万トン  
を予定しております。

本年度の主な事業は、第 6 次拡張事業として、川上ポンプ場及び芋野  
原配水池などの整備を進めるほか、道路改良に合わせた配水管布設替工  
事等を実施してまいります。

収益的収支の予定額は、収入 4 億 2,487 万 9 千円、支出 4 億 2,231 万  
4 千円としております。

資本的収支の予定額は、収入 1 億 6,338 万 1 千円、支出は、第 6 次拡  
張事業等 3 億 2,158 万 9 千円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1 億 5,820 万 8 千円  
については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度  
分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補てんする  
こととしております。

### Ⅲ. 議案の概要

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第21号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

自治基本条例推進審議会及び障がい者等基幹相談支援センターを設置することに伴い、その報酬の額を定めようとするものであります。

議案第22号いちき串木野市自治基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

いちき串木野市自治基本条例（平成25年いちき串木野市条例第32号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、関係する14条例の整備をしようとするものであります。

改正の主な内容は、自治基本条例との関連を規定するほか、審議会等に公募委員を加えるものであります。

議案第23号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成23年度の人事院勧告を考慮して、平成18年度の給与構造改革に伴う経過措置額を廃止しようとするものであります。

改正に伴う影響額は、一般会計で177万9千円、その他特別会計及び企業会計分7万4千円を含め、合計185万3千円が減額となる見込みであります。

議案第24号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が公布されたことに伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第25号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）等が公布されたことに伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第26号いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

子どもの健康の保持増進を図るため、子どもに係る医療費の無料化の対象を、これまでの未就学児から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に拡充するため、改正しようとするものであります。

議案第27号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が公布施行されたことに伴い、条文の整備をしようとするものであります。

議案第28号いちき串木野市社会教育委員条例及びいちき串木野市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域主権改革一括法の施行による社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第29号戸崎漁港区域内の公有水面埋立てについてであります。

戸崎漁港地域水産基盤整備事業により漁港施設用地を築造するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき鹿児島県知事から意見を求められたので、同条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第30号市道の廃止及び認定についてであります。

道路新設に伴い、接続する市道の起点・終点の変更が生じる久木野線

を廃止し、新たに久木野線及び久木野1号線を市道認定するとともに、新たに西島平町7号線、麓東線及び払山1号線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決してくださいませようお願い申し上げます。